

◇公表基準等の解説◇

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の概要

ASBJ 専門研究員 木村 寛人

1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「本論点整理」という。）を公表¹した。コメント募集期間は2022年6月8日までとしている。本稿では、本論点整理の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJ の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2. 本論点整理の目的及び背景

2019年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正され（以下「改正金融商品取引法」という。）、いわゆる投資性 ICO²については金融商品取引法の規制対象となったが、投資性 ICO 以外の ICO トークンについては、併せて改正された「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項に規定する「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含めることとされた。

このように金融商品取引法及び資金決済法が改正されたことを受けて、2019年11月に、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行・保

¹ 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト

(https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/summary_issue/y2022/2022-0315.html) を参照のこと。

² Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。

有等に係る会計上の取扱いの検討を求める提言がなされ、ASBJにおいて検討が行われた。本論点整理は、当該提言について審議を行った結果、関連する論点を示し、基準開発の時期及び基準開発を行う場合に取り扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することを目的として、公表に至ったものである（本論点整理第1項並びに第3項及び第4項）。

3. 本論点整理の概要

(1) 論点整理を行う範囲

本論点整理は、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンと、電子記録移転有価証券表示権利等を対象として、それらの発行及び保有に関する論点を取り扱っている。後者については、早期に会計基準を開発する一定のニーズが存在するものと考えられたため、金融商品取引法上の電子記録移転権利よりも範囲の広い、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等を対象として、本論点整理の公表に合わせて、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「実務対応報告（案）」という。）を公表しており、本論点整理では、その審議の過程において実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点を取り扱っている（本論点整理第5項及び第7項）。

(2) 主要な論点

【論点1】 基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

ICO トークン³には、さまざまな権利が付帯される可能性があり、特にその発行取引については個別性が強いことが考えられる。このため、対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み、並びに現在、会計基準が存在しないことが対象取引の普及に及ぼしている影響の有無を踏まえ、速やかに基準開発に着手すべきか否かを検討する必要があると考えられる（本論点整理第9項）。

ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理の検討に際して、基準開発の参考とし得る我が国における取引事例は、現状では少数の事例しか見受けられない状況にある。また、対象取引への取組み自体が数年前から始まったばかりであることから、現時点ではまだビジネスとして初期段階であるとも考えられ、今後の進展次第では、その取引内容が変化することも考えられるが、現時点では取引内容の変化を予測することは困難である。こ

³ 以下において「ICO トークン」は、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンを指す。

のような状況を踏まえると、現在観察できる少数の取引事例だけではその取引慣行が定まっているとは必ずしもいえず、我が国における対象取引の経済的実態を捉えることが難しいと考えられる。さらに、国際的にも、フランスなどの一部の法域の会計処理のガイダンスを除き、現時点では基準開発の検討が行われていない状況において、国際的な基準開発に先行して基準開発に着手した場合には、その後が開発された国際的な会計基準との整合性を踏まえ、再度我が国の基準開発を行うこととなる可能性がある（本論点整理第 12 項並びに第 21 項及び第 23 項）。

以上の状況を考慮すると、速やかに我が国の基準開発を行うべきではないとも考えられる。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があることを踏まえ、速やかに基準開発を行う必要があるとも考えられる（本論点整理第 25 項）。

【論点 2】 ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

ICO トークンの発行取引に係る会計処理を考える上では、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのが論点となる。この点、本論点整理では、ICO トークンの発行者が負担する義務を、①発行者が何ら義務を負担していない場合、②発行者が何らかの義務を負担している場合に分類した上で、それぞれの会計処理について検討している。

① ICO トークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理

ICO トークンの発行取引においては、トークンに権利が一切付与されておらず、発行者が何ら義務を負担していない場合がある。本ケースにおいては、発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在しないと考えられ、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが考えられる（本論点整理第 30 項及び第 31 項）。

② ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理

発行者が負担する義務については、会計上の負債として計上することになると考えられる。採用する会計処理の根拠となる考え方を整理するにあたっては、これまで、発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値⁴が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在が聞かれている。このようなケースにおいて、契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては、経済的に等価交換が成立しているものとする考え方によるのか、あるいは、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を、ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方によるのかのいずれが、ICO トークンの発行取引を適切に描写する結果となるのが論点となる。前者の考え方を採用す

⁴ 提供される財又はサービスが有する本源的な価値を意味する。以下本論点において同じ。

る場合、発行時に利益（又は損失）が生じない会計処理を定めることが考えられる一方、後者の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じ得る会計処理を定めることが考えられる（本論点整理第 32 項から第 35 項）。

(3) その他の論点

【論点 3】資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点

資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関して、想定されるその他の論点として、自己が発行した ICO トークンを保有している場合の会計処理が考えられる。論点の内容は以下のとおりである（本論点整理第 38 項）。

① ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの会計処理

第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。

② ICO トークンの発行後において第三者から取得した ICO トークンの会計処理

関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わず ICO トークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきかが論点となる⁵。

【論点 4】電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関して想定される論点のうち、本論点整理と同時に公表した実務対応報告（案）では取り扱わず、本論点整理で取り扱うこととした論点及びその内容は以下のとおりである（本論点整理第 40 項）。

① 株式会社以外の会社に準ずる事業体等⁶における発行及び保有の会計処理

⁵ 【論点 2】における「②発行者が何らかの義務を負担している場合」を前提としている。

⁶ 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」では、企業を会社及び会社に準ずる事業体と定義しており（同会計基準第 5 項）、会社に準ずる事業体については、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するものとしている（企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 28 項）。また、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」では、信託について、子会社及び関連会社に該当

株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定める必要があるか否かが論点となる。

② 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理

株式会社において、株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合、配当や利息を受領する権利に加え、商品性を高めるために、その他の財又はサービスの提供を受ける権利（例えば、ポイントなど）を付与するケースも想定され、その場合の会計処理が論点となる。

③ 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

額面金額が暗号資産建の社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合、金銭ではなく暗号資産で償還する義務が生じることから、発行時及び発行後における貸借対照表計上額をどのように測定するかが論点となる。

④ 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

民法上の組合（任意組合）、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の会計処理について、現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いとするか、それとも、有価証券に係る現行の定めを準用するかが論点となる。

4. おわりに

ASBJ では、本論点整理に寄せられた意見等を参考に、会計基準の整備に向けた検討を行って行く予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。

する場合を除き、連結財務諸表上、会社に準ずる事業体としては取り扱わないこととしている（同報告の脚注5）。これらの定めを踏まえ、本論点整理では、会社に準ずる事業体と信託を合わせ、会社に準ずる事業体等としている。